

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録
肥料の分析結果の概要
基本測量の実施
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇ 正 誤 昭和五十七年三月鳥取県告示第二百八十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二

年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本真帆	鳥薬第四八〇号	昭和五十七年三月十七日

鳥取県告示第四百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年一月から同年十二月までに収去した肥料の分析結果の概要を、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十七年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通肥料

普通肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不適合点数
過りん酸石灰	宇部化成肥料株式会社	三	〇
苦土過りん酸	コウノシマ化成株式会社	三	〇
”	多木化学株式会社	三	〇

特殊肥料 の指定名	生産(又は輸入) 届 出 業 者	届 出 名(商品名)	有害重金 属等の含 量の判 定
おでい肥料	三共有機株式会社	活性おでい(豊土)	○
たい肥	日本ハードボード工業株式会社	木材質醗酵堆肥(グリーンソイル)	○
"	ときわ化研株式会社	たい肥(カルミックス)	○
"	三益有機化学株式会社	"(ソイルコン)	○
"	株式会社日本土壤微生物研究所	"(ネオソイルパワー)	○

注 有害重金属等の含有量の判定の欄中「○」は分析に供した標品中の有害成分含有量が昭和二十五年六月農林省告示第百七十七号に定める制限量以下の場合を示す。

鳥取県告示第四百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量(確定測量基準点測量)
- 二 作業期間 昭和五十七年四月十七日から同月三十日まで
- 三 作業地域 岸本町

鳥取県告示第四百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月八日 鳥取県指令受都計第九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町三二番地

創価学会

代表役員 森田一哉

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和57年 4月16日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和57年5月27日		鳥取市東町一丁目271		岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	午前10時30分から 午後4時30分まで		鳥取県庁第二庁舎5階第22会議室		
初心者講習	昭和57年6月8日		米子市樫町一丁目151		米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	午前10時30分から 午後4時30分まで		鳥取県米子警察署会議室		
経験者講習	昭和57年5月13日		鳥取市東町一丁目220		岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	午後1時30分から 午後4時まで		鳥取県庁講堂		
経験者講習	昭和57年5月20日		米子市樫町一丁目151		米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	午後1時30分から 午後4時まで		鳥取県米子警察署会議室		
経験者講習	昭和57年6月3日		倉吉市住吉町77		倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	午後1時30分から 午後4時まで		鳥取県倉吉警察署会議室		

講習
昭和57年6月16日 鳥取市東町一丁目220
午後1時30分から 鳥取県庁講堂
午後4時まで
岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

講習
昭和57年6月24日 米子市樫町一丁目151
午後1時30分から 鳥取県米子警察署会議室
午後4時まで
米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
イ 所持許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

4 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
5 考査
初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。
6 受講の申込み
所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
7 携行品
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正 誤

昭和五十七年三月鳥取県告示第二百八十三号（土地収用法による土地の立入りについて）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
五	上	七	字所ノ峯	字寺所ノ峯
五	上	十三	字森テ田	字森丁田
五	上	終わりから五	字袖落	字袖落
五	下	十	字謚り上谷	字謚り埜

五	下	終わりから一	字木船尻	字木舟尻
六	上	十五	字提ノ上	字提ノ上
六	上	十七	字提谷	字提谷
六	上	十八	字仏ヶ峰	字佛ヶ峰
六	上	十九	字下貝市	字下貝市